

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政管理課)

ページ

## 規則

号外(一) 平成二十五年三月二十九日

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十四号

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三二の項中「岐阜県環境影響評価条例」の下に「(平成七年岐阜県条例第十号)」を加え、「方法書」の下に「及び方法書要約書」を加え、「その他規則で定める書面」を削り、「準備書」の下に「及び準備書要約書」を、「評価書」の下に「及び評価書要約書」を加え、同表中三の項を削り、四の項を三の項とする。

### 附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社